

# 消費税率の変更に伴い 使用料等の一部を改定

## 10月から改定

消費税法の一部が改正され、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、市でも消費税率を用いている使用料や手数料などを改定することとしました。

改定する主な使用料・手数料などは左の表のとおりで、その他の改定

は市のホームページをご覧ください。

なお、今回の改定では、消費税率を用いていない使用料や手数料について消費税率引き上げに伴う改定は行いません。

◆改定についてのお問い合わせは財政部行財政改革担当 ☎ 4111 内線 477、☎ 0675、改定後の料金の詳細は各施設へどうぞ。

## 改定する主な使用料・手数料など

### 水道局

区分		改定前	改定後	
家事用	水道料金	基本水量20㎡まで	2743円	2794円
	下水道使用料	基本水量20㎡まで	2635円	2684円
合計			5378円	5478円

※消費税率に関する経過措置により、原則として令和元年9月30日以前から継続して使用している場合、10月または11月の検針による水道料金、下水道使用料は旧税率（8%）が適用されます。

◆詳細 水道局料金センター ☎ 4111 内線562

### 夜間急病センター

・文書料（例、診断書）など

◆詳細 保健所保健総務課 ☎ 3117、☎ 1469

### 市立小樽病院

・文書料（例、診断書）など  
・健診の料金  
・入院した際に使った病衣、紙おむつ代、その他保険によらない診察にかかる料金など

◆詳細 市立小樽病院事務部医事課 ☎ 1211 内線1810、☎ 6424

## 地域をつなぐ 石炭の遺産



昨年認定された日本遺産「北前船寄港地」に続き、シリアル型(複数の市町村にまたがる)の日本遺産として、「炭鉄港」が認定されました。今回は、これまでの取り組みと構成文化財などをお知らせします。

### ○これまでの取り組み

炭鉄港は、空知地域の「炭鉱」、室蘭の「製鉄、鉄鋼」、小樽の「港」と、それらをつないだ「鉄道」を中軸とした、日本の近代化を支えた北海道の石炭にまつわる歴史をつなぐストーリーです。小樽市は炭鉄港推進協議会に加入し、日本遺産の認定に向けた取り組みを構成する自治体等と連携を取りながら進め、令和元年5月に文化庁の認定を受けることができました。今後は、炭鉄港により培われた歴史と文化を生かし、小樽の地域活性化につなげていきます。

### ○小樽にある主な炭鉄港構成文化財

#### 旧手宮鉄道施設（機関車庫三号）

機関車庫三号は、明治13（1880）年に開通した幌内鉄道の起点だった手宮駅構内（現小樽市総合博物館内）に、明治18（1885）年に建てられた日本に現存する最古の機関車庫です。平成13（2001）年に国の重要文化財に指定されました。



#### 小樽港北防波堤

明治41（1908）年、ひろ い いさみ 広井 勇 博士により日本初のコンクリート製の長大な防波堤として建設。100年以上を経過した現在も、「第一線防波堤」としてその機能を果たしています（右の写真は手宮公園から撮影しています）。



※他にも、旧手宮線跡地、北炭ローダー基礎、旧三菱商事小樽支店（現小樽運河ターミナル）、旧三井物産小樽支店（現松田ビル）、中央市場があります。詳しくは、市のホームページでご確認ください。

◆詳細 産業港湾部日本遺産等担当 ☎ 4111 内線319、☎ 7432